

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年6月29日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 木俣 昌久

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している無停電電源装置を点検整備するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な点検対象機器の設備及びシーケンスを熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1)業務名

無停電電源装置等点検整備

(2)業務内容

第一及び第二無停電電源装置、入力(出力)切替盤及び分岐盤等の点検整備

(3)履行期限

令和2年9月30日(水)

3 業務目的

大阪管区気象台に設置されている無停電電源装置(CVCF)、入力(出力)切替盤及び分岐盤等の点検整備を行い、長期的に安定かつ確実な動作を維持するために行うものである。

4 応募要件

(1)基本的要件

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)技術力に関する要件

無停電電源装置が、防災気象情報等を扱う気象台の根幹となるシステムへの電源供給を行う装置であることを理解し、当該装置に支障を与えない技術を有すること。また、同装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満たすような点検・調整を行う技術を有すること。

(3)守秘性に関する要件

ア 大阪管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。

また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 大阪管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(4)業務執行体制に関する要件

ア 本業務における事前打合せ等に係る連絡窓口を有すること。

イ 本業務中または完了後に発生(判明)した不具合等に係る連絡窓口及び保守体制を有すること。

(5)その他必要と認める要件

ア 劣化部品・寿命部品の取替について推奨し、部品手配が出来ること。

イ 点検にて発見された故障及び万が一の事態が発生した場合、軽微なものに関しては、その場で機器の修理、復旧が行えること。

ウ 点検終了後、設備に故障が発生し緊急要請の場合は24時間/365日、いつでも設備に精通した技術員を現地へ派遣出来ること。

5 手続き等

(1)担当部局

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪管区気象台総務部会計課

電話 06-6949-6301 FAX 06-6941-2640

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年6月29日(月)から令和2年7月8日(水)まで(1)に同じ

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和2年7月9日(木)17時00分(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2)関連情報入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4)令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省(全省庁統一規格)「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が(3)の公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は公募説明書による。